

(案)



令和3年8月0日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会

岡山県最低賃金専門部会

部会長 益田佐和子

岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月2日、岡山地方最低賃金審議会において付託された岡山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の岡山県最低賃金（時間額834円）は令和元年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかった。

なお、中央最低賃金審議会に対して、目安制度の在り方に関する全員協議会報告（平成29年3月28日中央最低賃金審議会了承）の記の3（2）の「地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である。」を十分に踏まえた目安の審議を求める意見、また、関係行政機関に対して、中小企業支援策としての助成金申請手続・要件の緩和、下請取引の適正化に係る取組強化を求める意見があったことを申し添える。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会
岡山県最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 益田佐和子 岡山家庭裁判所 家事調停委員

部会長代理 岡崎伸二 株式会社山陽新聞社
執行役員論説委員会主幹

西田和弘 岡山大学学術研究院法務学域
教授

労働者代表委員

浅山里奈 UAゼンセン 岡山県支部 次長

小橋政次 自動車総連 岡山地方協議会 事務局長

小林陽一 日本労働組合総連合会岡山県連合会
副事務局長

使用者代表委員

石黒和之 株式会社共立精機 代表取締役社長

鶴海元 カーツ株式会社 監査役

西谷治朗 岡山県経営者協会 専務理事

岡 山 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
岡山県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 862円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
法定どおり

岡山県最低賃金と生活保護との比較について
(令和元年度データに基づく比較)

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 834円
- (3) 発 効 日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準(令和元年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(99,367円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和2年10月3日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$$834\text{円(岡山県最低賃金)} \times 173.8\text{(1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817\text{(可処分所得の総所得に対する比率)} = 118,423\text{円}$$

岡山県最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第490回 岡山地方最低賃金審議会	令和3年 7月2日	改正決定について諮問
専門部会委員の推薦公示	7月2日	縮 切 令和3年7月26日
関係労使の意見聴取の公示	7月2日	縮 切 令和3年7月26日
専門部会委員の任命	7月30日	
第491回 岡山地方最低賃金審議会	7月30日	意見聴取
第1回 専門部会	7月30日	部会長及び同代理の選任 岡山県の生活保護と最低賃金 について 今後の審議の進め方について
第2回 専門部会	8月2日	金額改定に当たっての基本方 針について 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	8月4日	最低賃金額の審議
第4回 専門部会	8月6日	最低賃金額の審議（結審）